

介護老人保健施設もも太郎 利用料金表(31日計算)

(令和元年10月1日～)

※下記の表は、基本サービス費や食費、居住費の他、基本的な加算や日用品費を含んだ31日分の金額になります。

【一般棟】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室					
第1段階	41,137	42,718	44,702	46,407	48,174
第2段階	55,397	56,978	58,962	60,667	62,434
第3段階	63,457	65,038	67,022	68,727	70,494
第4段階	86,676	88,257	90,241	91,946	93,713
個室					
第1段階	53,909	55,397	57,412	59,117	60,791
第2段階	56,699	58,187	60,202	61,907	63,581
第3段階	90,179	91,667	93,682	95,387	97,061
第4段階	124,279	125,767	127,782	129,487	131,161

【認知症専門棟】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室					
第1段階	43,679	45,229	47,213	48,887	50,654
第2段階	57,939	59,489	61,473	63,147	64,821
第3段階	65,999	67,549	69,533	71,207	72,974
第4段階	89,187	90,768	92,752	94,426	96,193

・上記の料金のうち、第1～3段階と第4段階の一部は高額介護サービス費の対象となります。

・ほかに、療養食加算や短期集中リハビリ加算など個別にかかる加算や、クリーニングを業者に依頼した場合、お部屋にテレビを設置した場合、冷蔵庫を使用した場合などは別料金となります。詳しくは、支援相談員までお問い合わせください。

介護老人保健施設もも太郎 利用料金表 内訳

(令和元年10月1日～)

【一般棟】

多床室	要介護度	施設サービス費	サービス提供体制強化加算(I)	栄養マネジメント加算	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)
	要介護1	775	18	14	24	34
	要介護2	823				
	要介護3	884				
	要介護4	935				
	要介護5	989				

個室	要介護度	施設サービス費	サービス提供体制強化加算(I)	栄養マネジメント加算	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)
	要介護1	701	18	14	24	34
	要介護2	746				
	要介護3	808				
	要介護4	860				
	要介護5	911				

【認知症専門棟】

多床室	要介護度	施設サービス費	認知症ケア加算	サービス提供体制強化加算(I)	栄養マネジメント加算	夜勤職員配置加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)
	要介護1	775	76	18	14	24	34
	要介護2	823					
	要介護3	884					
	要介護4	935					
	要介護5	989					

※(介護職員処遇改善加算 I)施設サービス費と各種加算より算定した金額の合計×3.9%の金額

※(介護職員特定処遇改善加算 I)施設サービス費と各種加算より算定した金額の合計×2.1%の金額

【食費・居住費】

	食費	居住費(多床室)	居住費(個室)
第1段階	300	0	490
第2段階	390	370	490
第3段階	650	370	1,310
第4段階	1,392	377	1,668

【その他】

日用品費	110
テレビ使用料	32
冷蔵庫使用料	108

【各種加算】

初期加算	30	入所当初は施設生活に慣れていただくために様々な支援を要することから、入所後30日間に限り算定
療養食加算	6 (1食あたり)	医師の指示に基づいて療養食を提供した場合 療養食・・・医師の発行する食事箋に基づいて提供された糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な検査食
短期集中リハビリテーション実施加算	240	入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合 ※集中的なリハビリテーションとは、20分以上の個別リハビリテーションを、1週につき概ね3日以上実施する場合をいう
入所前後訪問指導加算(I)	450	自宅退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
退所時情報提供加算	500	当施設を退所しその方の居宅において生活する場合に退所後の医師に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
退所前連携加算	500	当施設を退所しその居宅において生活し居宅サービスを利用する場合に、事前に入所者が希望する指定居宅介護支援事業所に対して診療状況を示す文書を添えて情報を提供し、かつ連携して退所後の居宅サービスについて調整を行った場合

※上記以外にも、各種加算サービスがございます。詳しくは、支援相談員までお問い合わせください。